



フリースクール事業費の助成制度

不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会を確保するため、不登校児童生徒の学習支援を行うフリースクール等に対し、補助金を交付します。

この制度は県内で初めての取り組みとなります。

1.補助対象

不登校児童生徒に対し、社会的自立を目指す目的をもって学校以外の場において行われる学習活動、教育相談、体験活動等の事業を行う民間の団体又は個人で、次のすべてに該当するもの。

- (1) 安芸高田市内に所在する施設で事業を行う団体又は個人であること
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有している団体又は個人で、1 年以上の支援事業の実績があり、現在も事業を継続していること
- (3) 教育委員会又は学校に対し、指導や相談の状況等を定期的に報告し、状況共有を図るなど、不登校児童生徒が在籍する学校において、当該事業が行う支援事業により、指導要録上の「出席扱い」となり得る体制が構築されていること
- (4) 不登校児童生徒の保護者等に対し、入会金や授業料等の経済的な負担について、適切な情報提供を行っていること
- (5) 市税等の滞納がないこと

2.補助の対象事業及び補助率(額)

補助の対象			補助率	補助 限度額
事業	経費	運営主体		
フリースクール等が行う学習活動・体験活動事業	補助対象事業の実施に要する経費 ・教材費 ・図書費 ・体験活動費 ・実習費 ほか	法人、企業、団体又は個人 ※市内に所在する施設で事業を行う者	10/10	50 万円

3.施行日

2025 年4月 1 日(火)